

岡 獣 発 第 45 号
令和 8 年 7 月 15 日

公益社団法人岡山県獣医師会
会 員 各 位

公益社団法人 岡山県獣医師会
会 長 中 村 金 一

令和 8 年度夏季休暇の実施について

このことについて、職員就業規定第 16 条の 4 に基づき、次のとおり定めたのでお知らせします。

記

- 1 夏季休暇 令和 8 年 8 月 13 日（木）及び 8 月 14 日（金）
- 2 その他 夏季休暇の日は、事務局は休館とする。

参考） 岡山県職員就業規定抜粋

（年次休暇及び夏季休暇）

第 16 条 職員は、次の年次休暇を受けることができる。

- （1）年次休暇 20 日
- （2）年度途中で採用された者は、月数に応じて算出した日数とする。
- 2 前項年次休暇は 1 日、半日又は 1 時間を単位として受けることができる。
- 3 前項の休暇について、休暇を請求しなかった日数がある場合は、20 日を限度として翌年に繰り越すことができる。
- 4 職員は、年次休暇とは別に次のとおり夏季休暇（お盆休暇）を受けることができる。
 - （1）夏季休暇の期間は、お盆の期間中で会長が定める。
 - （2）夏季休暇の日数は 2 日間とし、事務局は休館とする。

（ 令和 7 年 12 月 15 日一部改正 ）